

複数の医療機関や薬局にかかった費用はどうなるの？

同じ月内に複数の医療機関・薬局で支払った医療費は「**合算**」して申請できます。



69歳以下（年収 約370万～約770万円）

1つの医療機関等での自己負担額が「21,000円以上」の場合のみ、合算できます。

	窓口支払額(3割負担)	合算
A病院：レクビオ投与	118,427円	可
B病院：他疾患治療（薬剤費含む）	30,000円	可
C歯科：他疾患治療	5,000円※1	不可

※1 69歳以下の場合、21,000円未満は合算対象外

申請できる合算金額 $118,427 + 30,000 = 148,427$ 円

総医療費(10割換算) $148,427 \div 0.3 = 494,757$ 円

実際の自己負担額 $85,800 + (494,757 - 286,000) \times 1\% = 87,887$ 円※2

払い戻し対象 $148,427 - 87,887 = 60,540$ 円

※2 自己負担上限額：85,800 + (総医療費 - 286,000) × 1%



70～74歳（～約370万円）

金額にかかわらず、窓口で支払ったすべての自己負担額を合算できます。

	窓口支払額(2割負担)	合算
A病院：レクビオ投与	78,951円	可
Bクリニック：他疾患治療（薬剤費含む）	5,000円	可
C眼科：他疾患治療	3,000円	可

申請できる合算金額 $78,951 + 5,000 + 3,000 = 86,951$ 円

実際の自己負担額 **22,000** 円※3

払い戻し対象 $86,951 - 22,000 = 64,951$ 円

※3 自己負担上限額は定額 22,000 円

レクビオによる治療を受ける皆さまへ



医療費の公的支援制度 ご存知ですか？



医療費の負担が軽減される制度

高額療養費制度

ひと月の医療費の支払いが「上限額※」を超えた場合、**超えた分の金額が払い戻される制度**

高額療養費制度についての詳細はこちら



医療機関にマイナンバーカードを提示することで、支払額を自己負担限度額までにできます

付加給付制度

健康保険組合や共済組合が定めた、**一定額を超えた金額の自己負担金が支給される制度**

- 高額療養費の自己負担額よりも低く設定されていることが多い
- 高額療養費制度と組み合わせて利用できる

保険者番号の最初の**2桁**(法別番号)が06、31、32、33、34、63、72、73、74、75などの方はこの制度の対象になる可能性があります。
保険者番号はマイナポータル、または保険者から交付される「資格情報のお知らせ」「資格確認書」でご確認いただけます。

税の負担が軽減される制度

医療費控除

1年間(1～12月)に世帯で支払った医療費が一定額を超えた場合、確定申告を行うことで**税金の一部が戻る制度**

- 対象となる医療費：診療費、薬剤費、入院費、退院時の交通費など
- 領収書やレシート：提出は不要だが、5年間は保管すること

医療費控除についての詳細はこちら



※保険が適用される診療のみが対象です。入院時の「食費」や「居住費」、患者さんの希望による「差額ベッド代」、「先進医療にかかる費用」などの保険適用外の費用は対象外です。

厚生労働省：高額療養費制度を利用される皆さまへ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/juuyou/kougakuiryou/index.html (最終アクセス:2026年5月25日)
国税庁：医療費を支払ったとき
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_1.htm (最終アクセス:2026年5月25日)

ご自身の限度額や付加給付の有無については、マイナポータル等で「保険者名称」をご確認のうえ、ご加入の医療保険の窓口へお問い合わせください。

高額療養費制度を適用した場合の自己負担額(2026年8月時点)

レクビオ薬剤費 394,758円※1

	負担割合	所得区分 (年収換算)	1投与の 自己負担額		初回投与月*	2ヵ月後	3ヵ月後	4ヵ月後 (投与3ヵ月後*)	5ヵ月後	6ヵ月後	7ヵ月後	8ヵ月後	9ヵ月後	10ヵ月後 (投与6ヵ月後*)	11ヵ月後	12ヵ月後	自己負担額 (年間)	自己負担額 (月換算額)
69歳以下	3割	年収 約770万円～	118,427円	初年度	118,427円			118,427円						118,427円			355,281円	29,606円
				2年目以降	—												236,854円	19,737円
		年収 約370万～約770万円	86,887円	初年度	86,887円			86,887円						86,887円			260,661円	21,721円
				2年目以降	—												173,774円	14,481円
		年収 ～約370万円	61,500円	初年度	61,500円			61,500円						61,500円			184,500円	15,375円
				2年目以降	—												123,000円	10,250円
		住民税非課税	36,900円	初年度	36,900円			36,900円						36,900円			110,700円	9,225円
				2年目以降	—												73,800円	6,150円
	3割 (現役並み 所得者)	年収 約770万円～	118,427円	初年度	118,427円			118,427円						118,427円			355,281円	29,606円
				2年目以降	—												236,854円	19,737円
		年収 約370万～約770万円	86,887円	初年度	86,887円			86,887円						86,887円			260,661円	21,721円
				2年目以降	—												173,774円	14,481円
70歳以上	70-74歳 2割	年収 ～約370万円	22,000円	初年度	22,000円			22,000円						22,000円			66,000円	5,500円
				2年目以降	—												44,000円	3,666円
		住民税非課税	11,000円	初年度	11,000円			11,000円						11,000円			33,000円	2,750円
				2年目以降	—												22,000円	1,833円
	75歳以上 1割※2	住民税非課税 (所得が一定以下 (年金収入80.67万円以下など))	8,000円	初年度	8,000円			8,000円						8,000円			24,000円	2,000円
				2年目以降	—												16,000円	1,333円
				初年度														
				2年目以降														

*ご自身の「治療を開始した月」を1ヵ月目としてご覧ください。レクビオは初回、3ヵ月後、その後6ヵ月ごとに投与します(2年目以降は6ヵ月ごとに投与)。

※1 10割負担の場合の金額です。治療内容によっては、薬剤費だけでなく、診察や検査にかかる費用が加わる場合があります。
※2 課税所得が28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上(複数世帯の場合は320万円以上)の方については2割

レクビオ薬剤費
シミュレーター

「高額療養費制度」を利用できる場合の薬剤費計算を手助けします。
あてはまる項目を選択することで、薬剤費の負担がどのくらいになるか
計算できます。二次元コードからアクセスして活用ください。
実際の窓口負担額についてはかかりつけ医療機関の医事課にご確認ください。